

(公印省略)  
住地第 117 号  
令和 7 年 1 月 16 日

関係各位

福岡市長 高島 宗一郎  
(住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課)

市街地再開発事業に関する都市計画の区域内における土地の有償譲渡に係る制限について

日頃より本市のまちづくり行政の推進につきましてご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、天神二丁目南ブロック駅前西街区第一種市街地再開発事業の都市計画を、令和 7 年 1 月 16 日に決定し、併せて都市計画法第 57 条に基づく公告を行いました。

また、市街地再開発事業の円滑な遂行と土地の投機的取引を事前に防止するため、都市計画の区域内において、都市計画法第 57 条の規定による土地の有償譲渡に係る制限がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1 市街地再開発事業の種類及び名称

福岡広域都市計画天神二丁目南ブロック駅前西街区第一種市街地再開発事業

2 都市計画法第 57 条第 2 項の規定による届出の相手方の氏名及び住所

氏名 福岡市長 高島 宗一郎

住所 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部地域計画課

3 届出をすべき土地の所在

福岡市中央区天神二丁目 128 番 1 から 128 番 3 まで、129 番 3、142 番 1、142 番 2、143 番、144 番及び 1014 番から 1016 番までの各一部

4 問い合わせ先

【都市計画法第 57 条第 2 項の規定による届出に関すること】

福岡市住宅都市局 地域まちづくり推進部 地域計画課 管理調整係

電話：092-711-4392 FAX：092-733-5590 mail：chiikikeikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

【地区内のまちづくりに関すること】

福岡市住宅都市局 都心創生部 都心事業推進課 事業推進第 2 係

電話：092-711-4739 FAX：092-733-5590 mail：toshin-j.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

(参考) 都市計画法 第五十七条 (抜粋)

- 1 市街地開発事業に関する都市計画についての第二十条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示又は市街地開発事業若しくは市街化区域若しくは区域区分が定められていない都市計画区域内の都市計画施設に係る第五十五条第四項の規定による公告があったときは、都道府県知事等(同項の規定により、次項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者。以下この条において同じ。)は、速やかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業予定地内の土地の有償譲渡について、次項から第四項までの規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業予定地内の土地を有償で譲り渡そうとする者(土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除く。)は、当該土地、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額。以下この条において同じ。)及び当該土地を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、当該土地の全部又は一部が、文化財保護法第四十六条(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるとき、又は第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地に含まれるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による届出があった後三十日以内に都道府県知事等が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、都道府県知事等と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。
- 4 第二項の届出をした者は、前項の期間(その期間内に都道府県知事等が届出に係る土地を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該土地を譲り渡してはならない。